

令和8年2月25日

令和7年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

目

次

1	鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	・・・	1
2	職員の特殊勤務手当に関する条例	・・・	2
3	鳥羽市福祉医療費助成に関する条例	・・・	3
4	鳥羽市診療所の設置及び管理に関する条例	・・・	5
5	鳥羽市消防団員等公務災害補償条例	・・・	6
6	鳥羽市火災予防条例	・・・	8

新旧対照表

(件名) 鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年条例第23号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第13条の2 給与条例第44条 (第44条第1項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の51.25</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第13条の2 給与条例第44条 (第44条第1項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第25条の2 給与条例第44条 (第44条第1項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員 (規則で定めるものを除く。)について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「それぞれその基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「それぞれの基準日現在においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として規則で定める額」と、「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の51.25</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第25条の2 給与条例第44条 (第44条第1項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員 (規則で定めるものを除く。)について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「それぞれその基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「それぞれの基準日現在においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として規則で定める額」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

新旧対照表

(件名) 職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成15年条例第30号)

改正案 (新)	現 行 (旧)
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>船舶職員等の特殊勤務手当</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p><u>(船舶職員等の特殊勤務手当)</u></p> <p>第6条 <u>船舶職員等の特殊勤務手当は、次に掲げる業務に従事したときに支給するものとし、別で規則で定める。</u></p> <p>(1) <u>船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和26年法律第149号) 第5条に定める法定資格を取得し、船長及び機関長としてその職務に従事した場合</u></p> <p>(2) <u>海上運送法 (昭和24年法律第187号) 第32条の3及び第32条の7に定める資格者証を取得し、運航管理者、運航管理者代行及び運航管理補助者として職務に従事した場合</u></p> <p>(3) <u>船員法 (昭和22年法律第100号) 第1条に規定する船員として船舶に乗り込み、その職務に従事した場合</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>船舶職員</u>の特殊勤務手当</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p><u>(船舶職員の特殊勤務手当)</u></p> <p>第6条 <u>船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和26年法律第149号) 第5条に定める法定資格を取得し、船長及び機関長としてその職務を行った職員に支給するものとし、別に規則で定める。</u></p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市福祉医療費助成に関する条例(平成13年条例第5号)

改正案(新)	現行(旧)
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条(略)</p> <p>2 この条例において「一人親家庭等の母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下この条において「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)をしたことのない女子(以下この項において「母」という。)であって、民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により、現に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(以下「18歳未満児」という。)を養育している家庭の母をいう。ただし、<u>前項</u>に掲げる者を除く。</p> <p>3・4(略)</p> <p>5 この条例において「子ども」とは、<u>18歳未満児</u>をいう。<u>ただし、第1項及び前項に掲げる者を除く。</u></p> <p>6～10(略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条(略)</p> <p>2 この条例において「一人親家庭等の母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下この条において「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)をしたことのない女子(以下この項において「母」という。)であって、民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により、現に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(以下「18歳未満児」という。)を養育している家庭の母をいう。ただし、<u>第1項</u>に掲げる者を除く。</p> <p>3・4(略)</p> <p>5 この条例において「子ども」とは、<u>15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>6～10(略)</p>
<p>(受給資格証の提示)</p> <p>第7条 受給資格者又は保護者等が福祉医療費及び証明書料の助成を受けようとする場合は、保険医療機関において医療に関する給付を受ける際に、当該保険医療機関に対し受給資格証を提示しなければならない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付を受ける場合</u></p> <p>(2) <u>受給資格者が受給資格証に代えて、行政手続における特定の個人を</u></p>	<p>(受給資格証の提示)</p> <p>第7条 受給資格者又は保護者等が福祉医療費及び証明書料の助成を受けようとする場合は、保険医療機関において医療に関する給付を受ける際に、当該保険医療機関に対し受給資格証を提示しなければならない。<u>ただし、高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付を受ける者については、この限りでない。</u></p>

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて、保険医療機関が受給資格情報を取得及び閲覧することができる場合</u></p> <p>（助成の方法）</p> <p>第9条の2 （略）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長は、福祉医療費として受給資格者（18歳未満児に限る。）又は保護者等に支給すべき額の限度において、その者が市長の認める保険医療機関に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関に支払うことができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者及び保護者等に対し福祉医療費の助成があったものとみなす。</u></p>	<p>（助成の方法）</p> <p>第9条の2 （略）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長は、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある受給資格者に係る福祉医療費の助成については、助成額を当該受給資格者が医療に関する給付を受けた保険医療機関（三重県内の区域内に存する保険医療機関に限る。）に支払う方法により行うものとする。ただし、特別な事由があると市長が認める場合は、この限りでない。</u></p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市診療所の設置及び管理に関する条例 (昭和39年条例第39号)

改正案 (新)		現行 (旧)	
(名称及び位置) 第3条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第3条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
鳥羽市立鏡浦診療所	鳥羽市浦村町1373番地	鳥羽市立鏡浦診療所	鳥羽市浦村町1373番地
鳥羽市立菅島診療所	鳥羽市菅島町46番地	鳥羽市立鏡浦診療所石鏡分室	鳥羽市石鏡町341番地6
(略)		鳥羽市立鏡浦診療所今浦分室	鳥羽市浦村町244番地4
		鳥羽市立菅島診療所	鳥羽市菅島町46番地
		(略)	

新旧対照表

(件名) 鳥羽市消防団員等公務災害補償条例 (昭和41年条例第16号)

改正案 (新)	現 行 (旧)
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については一人につき<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号までの</u>いずれかに該当する扶養親族については一人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については一人につき<u>100円</u>を、<u>第2号に</u>該当する扶養親族については一人につき383円を、<u>第3号から第6号までの</u>いずれかに該当する扶養親族については一人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) <u>配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p>

改 正 案 (新)				現 行 (旧)			
(1) (略)				(2) (略)			
(2) (略)				(3) (略)			
(3) (略)				(4) (略)			
(4) (略)				(5) (略)			
(5) (略)				(6) (略)			
4 (略)				4 (略)			
別表 (第5条関係)				別表 (第5条関係)			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>13,340</u>	円 <u>14,170</u>	円 <u>15,000</u>	団長及び副団長	円 <u>12,900</u>	円 <u>13,700</u>	円 <u>14,500</u>
分団長及び副分団長	円 <u>11,670</u>	円 <u>12,500</u>	円 <u>13,340</u>	分団長及び副分団長	円 <u>11,300</u>	円 <u>12,100</u>	円 <u>12,900</u>
部長・班長及び団員	円 <u>10,000</u>	円 <u>10,840</u>	円 <u>11,670</u>	部長・班長及び団員	円 <u>9,700</u>	円 <u>10,500</u>	円 <u>11,300</u>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市火災予防条例 (昭和37年条例第13号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備 (屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室 (サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)</u> <u>又はバレル型サウナ室 (サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)</u>に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下の <u>ものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)</u> <u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条 (第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項までを除く。)</u>及び第5条第1項の規定を準用する。</p> <p><u>(一般サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の3 一般サウナ設備 (簡易サウナ設備以外のサウナ設備 (サウナ室に設ける放熱設備をいう。)) をいう。以下同じ。)</u>の位置及び構造は、</p>	<p><u>(サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備 (以下「サウナ設備」という。)</u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(6)の2 簡易サウナ設備</u>（個人が設けるものを除く。）</p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
(7)の2～(15) (略)	(7)の2～(15) (略)